

東葉高速鉄道ホームページバナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広告取扱規程に基づき、東葉高速鉄道株式会社（以下「東葉」という。）のホームページへの広告掲載に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 東葉ホームページに見出し画像として掲載する広告主のホームページに移動することができる広告画像をいう。
- (2) 広告 バナー広告及びバナー広告からリンクしている広告主のホームページの内容等その広告主の情報をいう。
- (3) GIF形式 Graphic Interchange Format の略号で、画像交換用に開発された、インターネットで標準的に使われる画像形式をいう。

(バナー広告の規格)

第3条 バナー広告の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 画像サイズは、幅(横)192ピクセル×高さ(縦)50ピクセルとする。
- (2) 画像のファイル形式は、GIF形式とする。ただし、アニメーション効果を持つものについては、1周期の動作を終えた後は最初の画像で停止させ、反復させないものとする。
- (3) 画像の容量は、4KB以内とする。

(広告掲載の範囲)

第4条 東葉ホームページに掲載することができる広告は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 東葉ホームページの公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令に違反するおそれのある内容を含むもの
- (3) 政治活動、宗教活動等の思想・信条又は個人の意見を内容とするもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載する広告として適当でないと東葉が認めるもの

2 バナー広告及びリンク先ホームページは、広告主の製品・サービス等を東葉が推奨しているとの誤解を与える表現を用いないものとする。

3 リンク先ホームページは、広告主の名称及び所在地を明示しているものとする。

(バナー広告の掲載順位)

第5条 バナー広告の掲載順位は、申込み順とする。

(募集)

第6条 次の各号の定めるところにより、東葉ホームページに掲載するバナー広告の広

告主を募集するものとする。

(1) 掲載バナー広告枠数 東葉ホームページの管理運営に支障が生じない範囲で東葉が適正と認める数

(2) 募集期間 バナー広告の掲載開始を希望する日の14日前まで

2 前項の規定にかかわらず、東葉が必要であると認めるときは、募集方法又は募集期間を変更してバナー広告の広告主を募集することができる。

(申込み)

第7条 東葉ホームページにバナー広告の掲載を希望する広告主は、「東葉高速鉄道ホームページバナー広告掲載申込書」(第1号様式)にバナー広告を添付して申し込むものとする。

2 申込掲載期間は、申込み日から1か月を1単位とする。

(決定)

第8条 東葉は、前条の規定に基づく申込みがあったときは、募集期間終了後、第4条及び第5条に規定する要件について審査し、バナー広告掲載の諾否を決定する。

2 東葉は、前項に基づき決定したときは、「バナー広告掲載承諾(不承諾)通知書」(第2号様式)により広告主に通知するものとする。

3 東葉は、広告主に対して、第1項の審査に関し必要な調査を行い、又は調査に必要な書類を提出させ、若しくは提示を求めることができる。

4 広告主は、バナー広告掲載の承諾を受けることにより生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできないものとする。

5 バナー広告掲載の承諾を受けた広告主は、バナー広告及びリンク先ホームページの管理運営に関連して次の責務を負うものとする。

(1) セキュリティ対策を施していること

(2) 東葉の管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと

(3) バナー広告を通じて広告主のホームページにアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと

(4) 掲載された製品・サービス等についての全責任を負うこと

(掲載料)

第9条 バナー広告の掲載料は、1件につき月額26,250円(消費税込み)とする。

2 広告主は、東葉の指定する日までに、前条第2項によりバナー広告掲載の承諾された期間(以下「承諾掲載期間」という。)に係わる掲載料を一括支払うものとする。

3 収納した掲載料金は原則として払い戻ししないものとする。ただし、次条第3項ただし書に該当する場合は、既納料金を承諾掲載期間の日数で除して得た額を1日の掲載料として、残存する承諾掲載期間に相当する掲載料を日割計算(1円未満は切り下げ)で払い戻すものとする。

(掲載)

第10条 東葉は、前条第2項の入金を確認した場合は、承諾掲載期間の間、バナー広告を東葉ホームページのトップページに掲載するものとする。

2 バナー広告の掲載位置は、東葉が定めるものとする。

3 東葉は、東葉ホームページのトップページが連続して12時間以上停止した場合、その他広告主の責に帰さない理由によりバナー広告を掲載できなかった場合は、当該掲載できなかった時間に応じて次の表のとおり掲載日数を延長するものとする。ただし、延長が不可能又は相当でないとき東葉が認めたときはこの限りではない。

掲載できなかった時間	掲載を延長する日数
12時間以上、24時間未満	1日
24時間以上	掲載できなかった日数+1日

(変更)

第11条 広告主は、バナー広告又はリンク先ホームページアドレスを変更しようとするときは、「バナー広告変更届」(第3号様式)により東葉に申し込むものとする。この場合において、バナー広告の変更を申し込む際に、変更を希望するバナー広告を添付するものとする。

2 第8条の規定は、変更の諾否の決定について準用する。この場合において、「バナー広告掲載承諾(不承諾)通知書」(第2号様式)とあるのは「バナー広告変更承諾(不承諾)決定通知書」(第4号様式)と読み替えるものとする。

(掲載の中止)

第12条 東葉は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該バナー広告掲載を中止し、改善を求めなければならない。

- (1) 広告が第4条の規定に適合しなくなったと認めたとき
- (2) バナー広告又はリンク先ホームページの管理運営に関して広告主が第8条第5項に違反すると認めたとき

2 東葉は、前項の求めによる改善がなされたと認めたときは、当該バナー広告掲載を再開するものとする。

(掲載承諾の取消し)

第13条 東葉は、次の各号のいずれかに該当するときは、バナー広告掲載の承諾を取消することができる。

- (1) 広告主から書面によりバナー広告掲載を取りやめたい旨の申し出があったとき
- (2) 前条第1項の規程による求めに、広告主が従わないとき
- (3) 広告主が第9条第2項の入金を怠り、催告通知にもかかわらず速やかにこれを履行しないとき
- (4) 広告主が営業に係わる免許等を取り消されたとき
- (5) 広告主による特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の申し立

てがあったとき

(6) 広告主又は広告主の代理人、代表者、従業員等が法令に違反した場合で、広告主のバナー広告掲載を継続することが東葉の利益を損ね、又は信用を失墜する可能性があるときと認めるとき

(7) 広告が社会的重大な事件、事故に影響を与えかねないときと認めるとき

(8) 全各号のほか広告主がこの基準に違反したとき

(委任)

第14条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(協議事項)

第15条 この基準に定めのない事項または疑義を生じた場合は、東葉・広告主が協議のうえ決定することとする。

附則

この基準は、平成20年10月1日から適用する。